

## 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 新旧対照表

### Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

改 訂 案	現 行
<p>Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲</p> <p>(1) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価 (略)</p> <p>① 連結ベースの評価範囲 (略)</p> <p>ロ. 持分法適用となる関連会社は、評価範囲を決定する際の対象に含まれる。ただし、当該関連会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合、又は当該関連会社が他の会社の子会社であって当該関連会社の親会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合には、イ. のなお書きに準じて取り扱う。なお、当該関連会社における他の支配株主の存在の有無、当該関連会社への投資持分及び持分法損益の状況、役員（取締役、監査役等）の派遣や兼任の状況などによって、子会社と同様の評価が行えないことが考えられるが、そうした場合には、全社的な内部統制を中心として、当該関連会社への質問書の送付、聞き取りあるいは当該関連会社で作成している報告等の閲覧、<u>当該関連会社に係る管理プロセスのより確</u></p>	<p>Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲</p> <p>(1) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価 (同左)</p> <p>① 連結ベースの評価範囲 (同左)</p> <p>ロ. 持分法適用となる関連会社は、評価範囲を決定する際の対象に含まれる。ただし、当該関連会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合、又は当該関連会社が他の会社の子会社であって当該関連会社の親会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合には、イ. のなお書きに準じて取り扱う。なお、当該関連会社における他の支配株主の存在の有無、当該関連会社への投資持分及び持分法損益の状況、役員（取締役、監査役等）の派遣や兼任の状況などによって、子会社と同様の評価が行えないことが考えられるが、そうした場合には、全社的な内部統制を中心として、当該関連会社への質問書の送付、聞き取りあるいは当該関連会社で作成している報告等の閲覧等適切な方法により評価を行う必要がある。</p>

